

口座を買ったり、 売ったり... 罰則引上げ!



JAFIC
イメージキャラクター
うたとり

令和8年7月10日施行

1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為



① 買う・譲り受ける行為

口座売ると
稼げるのか...



② 売る・譲り渡す行為



Utatori@じや @ [redacted] 23分

口座売りませんか？
#案件紹介
#高値買取



③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります



兵庫県警察